

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 9 日

各府省行政不服審査法担当者 様
各都道府県行政不服審査法担当者 様
各都道府県市区町村担当課担当者 様
各指定都市行政不服審査法担当者 様

総務省行政管理局行政手続室

「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」による改正後の行政不服審査法施行令の施行について

平素から、当室の業務に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

押印等の見直しに係る行政不服審査法施行令の改正について、下記のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対しても御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「行審法施行令」という。）について、行審法施行令第 4 条第 2 項等を改正する「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」の閣議決定が本年 2 月 9 日に行われ、行審法施行令部分の施行は公布日と同じく 2 月 15 日となりました（行審法施行令の改正内容の詳細は別添を御確認ください）。施行後は、審査請求書、再調査の請求書、再審査請求書及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 83 条に基づく不服申立書への押印が不要となります。

なお、口頭の審査請求に係る審査請求録取書への押印を義務付けている行審法第 20 条の改正は今後行われる見込みですので、その点も御留意ください。

(担当) 総務省 行政管理局 行政手続室
(水口、阿久津、松本)
TEL. 03-5253-5353
gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp